

No.	資料種別	頁数	質問内容	回答内容
1	仕様書	P1	<p>第1章 3 履行期間（2）</p> <p>全国瞬時警報システム（J-ALERT）更新を令和9年3月31日までに終えるとする場合、既設消防指令システムとの接続が必須となります。</p> <p>公平性の観点より、既設消防指令システムベンダーの改修は別事業にて実施し、かつ接続に必要なインターフェースは全て公開される想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕組みとして、①総務省からの信号を本機器で受信、②受信区分に応じて本機器から接点信号を送出、③受信した指令システムが接点信号ごとに定められた機能を作動する仕組みです。</p> <p>更新後の本機器に前記②と同じ設定を本業務受注者が実施することにより、指令システムの改修は伴わない認識です。</p>
2	仕様書	P3	<p>第1章 7 指令システムとの接続（4）ソフトウェア・インターフェース</p> <p>今回の無線系更新のみならず、別途控えております指令系更新の際に応札することが難しい状況に陥る可能性があるので下記文言に変更いただくことは可能でしょうか。</p> <p>【提案文言案】</p> <p>次期指令系システムの更新時には、必要な接続情報を開示することとする。さらに公平性の観点から、次期指令システム更新時に無線設備改修が必要となる場合は指令システム更新に影響を及ぼさないよう、同時期に別事業にて実施するものとする。以降、指令システム更新時に必要とする無線システムとの連携機能にあっては本記載の内容に則るものとする。</p>	<p>次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。</p>
3	仕様書	P7	<p>第2章 3 無線設備運用（1）</p> <p>本機能はTS-1023の仕様対象外となります。</p> <p>そのため、本機能の実現にあっては全て無線システムでの実現となり、指令システムとの連動を必要とする手法での実現は認めない想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>本機能は無線設備で実現でき、かつ、指令システムとの連動を必須とするものではありません。</p> <p>無線設備と指令システムの接続は、仕様書第1章7のとおりです。</p>
4	仕様書	P7	<p>第2章 3 無線設備運用（2）</p> <p>本機能はTS-1024の仕様対象外となります。</p> <p>そのため、本機能の実現にあっては全て無線システムでの実現となり、指令システムとの連動を必要とする手法での実現は認めない想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>本機能は無線設備で実現でき、かつ、指令システムとの連動を必須とするものではありません。</p> <p>無線設備と指令システムの接続は、仕様書第1章7のとおりです。</p>
5	仕様書	P7	<p>第2章 3 無線設備運用（3）</p> <p>本機能はTS-1025の仕様対象外となります。</p> <p>そのため、本機能の実現にあっては全て無線システムでの実現となり、指令システムとの連動を必要とする手法での実現は認めない想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>本機能は無線設備で実現でき、かつ、指令システムとの連動を必須とするものではありません。</p> <p>無線設備と指令システムの接続は、仕様書第1章7のとおりです。</p>

No.	資料種別	頁数	質問内容	回答内容
6	仕様書	P11	第5章1無線統制台（1）カショートメッセージ通信 ショートメッセージ機能の対応が困難な状況ですがこちら必須の対応事項でしょうか。可能であれば文言削除いただけすると幸いです。	ショートメッセージ又はそれに準ずる機能は必須とします。指令センター内に設置する第5章中の機器又は本業務受注者が設置する機器による本機器以外での同等対応は可とします。
7	仕様書	P11	第5章1無線統制台（1）ケ録音 本機能は無線装置の録音用途であり、指令システムとの連動は不要な想定でよろしいでしょうか。	無線回線制御装置を介して交信したものを録音対象とします。
8	仕様書	P11	第5章1無線統制台 共通波での異チャンネル対応が困難な状況ですがこちらについては必須の対応事項でしょうか。可能であれば文言削除いただけすると幸いです。	本機能は必須とします。異なる2つのチャンネルとは、「活動波・活動波」及び「活動波・共通波」を対象とします。
9	仕様書	P11	第5章1無線統制台（1）ク発信規制（エ） (エ)の文言については、無線単独の機能と判断して問題無いでしょうか。 単独の機能で無い場合弊社として対応困難なため本機能の操作は無線装置にて行うものとし、次期指令システムでの操作は想定外とさせていただけすると幸いです。	本機能は無線設備で実現でき、かつ、指令システムとの連動を必須とするものではありません。 次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。
10	仕様書	P12	第5章1無線統制台（1）シ消防指令センター間音声通信 「発注者が同等機能と認める場合は」とありますが、無線回線制御装置を介して無線統制台及び各遠隔制御装置にてモニタ出来るよう、基地局無線装置で受信できるという認識でよろしいでしょうか。	無線回線制御装置を介して無線統制台及び各遠隔制御装置にてモニタ出来ることを基本仕様とします。 発注者が同等機能と認める場合とは、前段の仕組みに限らず、ただし書きの条件を満たすものに限定して認めるものです。
11	仕様書	P13	第5章2遠隔制御装置（1）カショートメッセージ通信 ショートメッセージ機能の対応が困難な状況ですがこちら必須の対応事項でしょうか。可能であれば文言削除いただけすると幸いです。	ショートメッセージ又はそれに準ずる機能は必須とします。指令センター内に設置する第5章中の機器又は本業務受注者が設置する機器による本機器以外での同等対応は可とします。
12	仕様書	P15	第5章4無線回線制御装置（1）機能オ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関しても次期指令システム調達時には必要なインターフェースを公開いただける想定でよろしいでしょうか。	次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。

No.	資料種別	頁数	質問内容	回答内容
13	仕様書	P15	<p>第5章4 無線回線制御装置（1）機能ウ、エ及びオ</p> <p>上記項目の対応が困難ですが仕様の緩和ならびに削除いただくことは可能でしょうか。また、次期指令システムの調達時に特定ベンダーのみが有利になる可能性が高いと想定されます。上記の理由もあり、本機能の削除をお願いしております。</p> <p>もしくは本機能を実現し、次期指令システム調達時に本機能を継続する場合、公平性の観点より、その費用は指令システム調達とは別に個別で調達での想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書のとおりとします。</p> <p>次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。</p>
14	仕様書	P16	<p>第5章5 長時間録音装置（1）概要</p> <p>本機能は無線システムの長時間録音装置の機能のため、指令システムとの接続は行わない認識ですがお間違いないでしょうか。</p>	無線回線制御装置を介して交信したものを録音対象とします。
15	仕様書	P18	<p>第5章7 基地局無線装置1 装置3ch切替（現用／予備）（1）機能オ</p> <p>本機能はTS-1023の仕様対象外となります。</p> <p>そのため、本機能の実現にあっては全て無線システムでの実現となり、指令システムとの連動を必要とする手法での実現は認めない想定でよろしいでしょうか。</p>	本機能は無線設備で実現でき、かつ、指令システムとの連動を必須とするものではありません。
16	仕様書	P22	<p>第5章8 空中線系設備（1）キ 指令センター間通信受信用共用装置</p> <p>本機能はTS-1023の仕様対象外となります。</p> <p>そのため、本機能の実現にあっては全て無線システムでの実現となり、指令システムとの連動を必要とする手法での実現は認めない想定でよろしいでしょうか。</p>	本機能は無線設備で実現でき、かつ、指令システムとの連動を必須とするものではありません。
17	仕様書	P25	<p>第5章11 車載型移動局無線装置（2）ウ マグネットアンテナ</p> <p>空中線について、マグネットアンテナと記載がありますが、救急車両の天井はFRPの場合が多く、マグネットでは取りつかない可能性があります。</p> <p>現行同様穴開けタイプを想定し積算してもよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおり。

No.	資料種別	頁数	質問内容	回答内容
18	仕様書	P28	<p>第5章13 卓上型固定移動局無線装置（5）ウ 備考 「北消防署（空中線及び避雷器）と高師浜出張所（本機器、空中線及び避雷器）に関する機器は別途納品とすること。」とありますが、取付工事は本事業で実施しないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、工事範囲として、北消防署は未施工、高師浜出張所は機器撤去のみとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>北消防署 建替直前の庁舎となるため、卓上型固定移動局無線装置のみを更新設置し、空中線や避雷器を含む同軸ケーブル類は既設流用とします。 空中線及び避雷器は納品のみとし、建替後の整備業務（本業務とは別契約）時に使用予定です。</p> <p>高師浜出張所 建替期間中の庁舎となるため、庁舎作業はお見込みのとおり機器撤去のみとなります。 卓上型固定移動局無線装置、空中線及び避雷器は納品のみとし、建替後の整備業務（本業務とは別契約）時に使用予定です。</p>
19	仕様書	P31	<p>第5章17全国瞬時警報システム（J-ALERT） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関しても次期指令システム調達時には必要なインターフェースを公開いただける想定でよろしいでしょうか。</p>	次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。
20	仕様書	P31	<p>第5章17（1）機能仕様 ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関しても次期指令システム調達時には必要なインターフェースを公開いただける想定でよろしいでしょうか。</p>	次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。
21	仕様書	P31	<p>第5章17（1）機能仕様 イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関しても次期指令システム調達時には必要なインターフェースを公開いただける想定でよろしいでしょうか。</p>	次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。
22	仕様書	P31	<p>第5章17（1）機能仕様 ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関しても次期指令システム調達時には必要なインターフェースを公開いただける想定でよろしいでしょうか。</p>	次期指令システムについては、本業務外の内容であるため、回答できません。
23	仕様書	P31	<p>第5章17全国瞬時警報システム（J-ALERT） 既設消防指令システムとの接続にあたり、現行の接続インターフェースを開示いただけないでしょうか。</p>	仕組みとして、①総務省からの信号を本機器で受信、②受信区分に応じて本機器から接点信号を送出、③受信した指令システムが接点信号ごとに定められた機能を作動する仕組みです。
24	仕様書	P32	<p>第6章2（5）指令システムとの接続試験 既設指令システムとの接続試験を依頼する場合、依頼先情報を開示いただけないでしょうか。</p>	消防行政統合システム保守管理業務受注者が依頼予定先となります。 なお、接続試験の立ち合い費用については、発注者の範疇とします。

No.	資料種別	頁数	質問内容	回答内容
25	仕様書	P32	第6章4 仮設及び移設 「本据付作業等に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適当な場所に仮設又は移設をすること。」とありますが、不具合を与えた場合の復旧費用についても受注者負担との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
26	技術提案書等作成要領別紙「消防救急無線保守管理業務仕様書（案）」	P2-4	10 定期点検の内容 記載されている機器が更新完了後の保守対象である認識でよろしいでしょうか。	記載している機器を基本とし、受注者提案により設置される機器や代替案により設置される機器を含むものとします。なお、11備考に記載している内容に変更はありません。
27	仕様書別図「設計図面」	01 - 05	消防本部 3階通信指令室平面図 通信機械室内の南面窓側付近床面に設置している大阪狭山無線基地局用の無停電電源装置2台は撤去対象の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。